

会津大学部門等教員会議規程

(平成18年4月1日規程第12号)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程第14条及び第15条に基づき設置される部門教員会議（以下「部門会議」という。）及びセンター教員会議（以下「センター会議」という。）の運営方法等について定める。

(構成)

第2条 部門会議は、各部門に所属する専任の教授、准教授、講師、助教及び助手等をもって構成する。

2 センター会議は、情報センター、産学イノベーションセンター及び研究センター等ごとに、それぞれ専任の教授、准教授、講師、助教及び助手等をもって構成する。

(会議)

第3条 部門長、情報センター長、産学イノベーションセンター長及び研究センター等の長（以下「部門長等」という。）は、必要と認めるとき又は所属教員の4分の1以上の者から要求があったときは、部門会議又はセンター会議（以下「部門会議等」という。）を招集するものとする。

2 部門会議等の議長は、それぞれの部門長等をもって充てる。

3 部門長等に事故あるときは、部門長等があらかじめ指定する者がその職務を代行する。

(定足数及び議決)

第4条 部門会議等は、所属教員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 部門会議等における決定は、出席教員の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(所掌事項)

第5条 部門会議等は、それぞれ次の事項を所掌するものとする。

(1) 部門、情報センター、産学イノベーションセンター及び研究センター等（以下「部門等」という。）それぞれの教育研究計画及び行事に関すること。

(2) 部門等の教務に関すること。

(3) 所属する学生の厚生補導に関すること。

(4) 部門等の人事に関すること。

(5) 部門等の予算要求及び配分に関すること。

(6) 教授会審議事項のうち特に部門等に関連すること。

(7) その他部門の運営に関すること。

(学生部長との協議)

第6条 部門等会議において、前条第1号から第3号までに掲げる事項を審議する場合は、事前に学生部長と協議しなければならない。

(構成員以外の出席)

第7条 部門長等は、必要と認める場合は、それぞれの部門等会議の構成員以外の者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 部門等会議に関する庶務は、事務局総務予算課において行う。ただし、情報センター教員会議及び産学イノベーションセンター教員会議に関する庶務は、それぞれ情報センター及び産学イノベーションセンターに所属する事務職員が行うものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。